

東広島市における動物の適正飼養等に関する方針（案）

1 概要

昨今、ペットや野良犬・野良猫等に関する相談が年々増加傾向にあり、犬猫のふんの放置や、無責任なエサやりによる迷惑行為、多頭飼育崩壊など、様々な問題が発生している。本市においては、広島県、動物愛護ボランティアや自治会等の協力の下、これらの課題解決に取り組んでいるところであるが、基本方針となる動物愛護管理法及び広島県動物愛護管理条例においては飼い主等が遵守すべき詳細な内容は規定されていないことから、人と動物にやさしいまちづくりのための普及啓発を一層推進するために、動物の適正飼養等に関する条例制定に向けた方向性をとりまとめ、市民等に意見を聞くもの。

2 方針の内容

（目的）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び広島県動物愛護管理条例（昭和 55 年条例第 2 号）に基づき、動物の愛護及び適正な取扱いに関し、基本となる理念を定めることにより、動物福祉の向上を図り、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

- (1) 動物 愛玩目的又は伴侶として自宅等で飼養（保管を含む。以下同じ。）されている動物（動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条の 2 に規定する特定動物を除く。）をいう。
- (2) 同行避難 災害の発生時に、飼い主が飼養している動物を同行し、避難所等 まで避難することをいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

（市の責務）

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、動物の愛護に関する広報活動等の啓発を行うものとする。

災害時において、動物を保護するため及び同行避難のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

公共の場所における犬及び猫のふん尿による被害の防止について、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の責務）

動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、動物との触れ合いに際して、人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。また、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主になろうとする者の責務）

動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮した慎重な判断を行うなど、当該動物がその一生を終えるまで飼養する責務を果たす上で支障が生じないように努めなければならない。

(飼い主の責務)

人に迷惑を及ぼすことのないよう動物の適正な取扱いに努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

- (1) 動物の種類、習性等を理解し、適切に給餌及び給水を行い、飼養する動物の健康及び安全を保持するとともに、適切なしつけをすること。
- (2) 動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するよう努めること。
- (3) 近隣住民の理解を得られるよう飼養環境を整備し、周辺的生活環境の保全に努めること。
- (4) 動物が自宅等以外の場所で排せつしたときは、直ちに、ふんについてはその回収を、尿についてはその洗浄を行うこと。
- (5) 動物がその命を終えるまで愛情をもって飼養するよう努めること。ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡するよう努めること。
- (6) 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (7) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (8) 災害時の避難に備えて、日頃から動物のしつけや健康管理等を適切に行うこと。
- (9) 避難所等における遵守事項を遵守し、他の避難住民へ配慮すること。
- (10) 犬又は猫の飼い主は、マイクロチップ、首輪、名札その他の方法により当該犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を講じるよう努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

犬の飼い主は、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) けい留して飼養すること。ただし、次のいずれかに該当する場合で、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所又は方法で取り扱うときは、この限りではない。
 - ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
 - イ 犬を制御できる者が訓練し、運動させ、又は移動させる場合
 - ウ 飼い犬を演劇、展覧会、競技会その他これらに類するものに使用する場合
- (2) 屋外で運動させる際には、ふん尿を処理するための用具を携行し、当該犬がふんをしたときは東広島市ポイ捨て等防止に関する条例（平成7年条例第50号）第4条第2項に基づき、速やかにこれを回収し、持ち帰り、適切に処理すること。
- (3) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定を遵守すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

飼い主のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行うよう努めなければならない。